独立行政法人水資源機構分任契約職 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一 (公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 名 三重用水管理所ファイルサーバ装置購入

2 納 入 場 所 三重県三重郡菰野町菰野7961-2 独立行政法人水資源機構木曽川中下流用 水総合管理所 三重用水管理所

3 納 期 令和8年3月23日

4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現場説明 実施しません。

2 見積参加要件 当機構から一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)として認定を 受けた方が見積りに参加できます。

3 見積書等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号) なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

3) 提出期限 令和7年11月12日 12:00 まで

4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482

5)質 問 書 令 和 7 年 11 月 4 日 12:00 まで

※質問の回答については、令和7年11月6日までにHPに掲載します。

6) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の 見積書提出の期限は 令和7年11月12日 16:00 までとします。

7)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、<u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出</u> <u>期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u>しま す。

- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

三重用水管理所ファイルサーバ装置購入

仕 様 書

令和7年10月

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、三重用水管理所ファイルサーバ装置購入(以下「本購入」という。) に適 用する。

第2節 購入の内容

2-1 納入場所

三重県三重郡菰野町菰野7961-2

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所 三重用水管理所

2-2 購入概要

本購入は、ファイルサーバ装置の納入、設置及び設定を行うものである。

1. ファイルサーバ装置納入 1式

2. 設置及び設定 1式

第3節 納入期限

令和8年3月23日

第4節 機器数量等

4-1 納入数量

納入数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

4-2 契約範囲

本購入の契約範囲は、下記のとおりとする。

- 1. 数量総括表の構成品目に示す機器の納入
- 2. 数量総括表の構成品目に示す機器の設置及び設定

第5節 担当職員

- 5-1 本購入に先立ち発注者は、次に掲げる権限を有する担当職員を定め、書面によりその氏名 を受注者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。
 - 1. 契約の履行について受注者に対する指示、承諾又は協議
 - 2. 設計図書に基づき受注者が作成した図書の承諾
 - 3. 設計図書に基づく工程の管理、試験の立会及び据付調整時における施工状況の工程管理、立会、据付状況の確認、使用材料の確認。
- 5-2 担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行うものとする。

第6節 担当技術者

- 6-1 本購入に先立ち受注者は、担当技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。
- 6-2 担当技術者は、この契約の履行に関し、受注者の一切の権限(請負代金額の変更、納入期限の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係わる者を除く)を行使するこ

とができる。

6-3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを担当技術者に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発 注者に通知しなければならない。

第7節 納入計画書

受注者は、契約後速やかに物品を納入するために必要な手順や品質管理等についての納入 計画書を担当職員に提出しなければならない。

受注者は、納入計画書を遵守し、購入の履行にあたらなければならない。この場合、受注者は、納入計画書に次の事項を記載しなければならない。また、担当職員がその他項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1)納入概要
- (2)納入工程表
- (3)納入体制(担当技術者·連絡体制)
- (4) 品質管理
- (5) 安全管理
- (6) その他

第8節 提出図書等

受注者は、次に掲げる図書を作成し、担当職員に提出するものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘 要	
納入機器仕様確認資料	1部	契約締結後速やかに	納入機器の仕様が確認できる	
			カタログ等に第2章機器仕様	
			の該当項目に赤線を引いて確	
			認した資料	
納入図書	1部	納品後速やかに	仕様書、設定表、成績書、写真	
			等	

第9節 既設設備の運用停止

受注者は、本購入の設置及び設定にあたって、既設設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第10節 情報の漏洩、窃用等の対策

- 10-1 受注者は本購入の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、 窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
- 10-2 受注者は、本購入に関し発注者から提供を受けた情報については、納入後において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。本購入の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第11節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 機器の仕様

第1節 納入機器仕様確認資料の提出

受注者は、数量総括表の構成品目に示す機器について、受注者の負担において資料を提出しなければならない。提出時期は、第1章第8節によるものとする。

第2節 機器の確認

受注者は、数量総括表の構成品目に示す機器の納入時において、担当職員の確認を受けなければならない。

第3節 機器の仕様

- 3-1 ファイルサーバ装置
 - 1. ファイルサーバ (NAS, 16TB)
 - (1) 形状 NAS型
 - (2) OS Windows Server IoT 2022 for Storage Workgroup
 - (3) CPU Atom C3338 1.5GHz 以上
 - (4) メモリ 8GB以上
 - (5) アレイコントローラ RAID5対応であること。(ハードディスクアレイ対応)
 - (6) ハードディスク
 - 1)接続形式 Serial ATA 2)サイズ 3.5inch
 - 3) 容量 HDD 4TB×4台
 - (7) インターフェース
 - 1) LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (RJ45) ×1以上
 - USB USB3.2×1 以上
 映像出力 アナログRGB
 - (8) 電源 AC100V、50/60Hz
 - (9) 最大消費電力 100W以下
 - (10) 冷却装置 冷却ファン1基以上
 - 2. バックアップ用外付けハードディスク
 - (1) 搭載ドライブ 4TB×4ドライブSerialATAⅡ
 - (2) 対応モード RAID 5/10/1/0、通常モード、スパニング
 - (3) $\forall x \in \mathbb{Z}$ USB3. 1 (Gen1) / USB3. 0/2. 0 (Standard B) \times 1
 - (4) 電源 AC100V 50/60Hz
 - (5) 最大消費電力 90W程度

第3章 設置及び設定

第1節 一般事項

- 1-1 受注者は、本購入の機器の納品に先立ち、担当職員と十分に打合せを行うものとする。
- 1-2 受注者は、本購入の機器の納品の際、納品する機器はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。

万一損傷した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、受注者の責により速やかに復 旧又は修復するものとする。

第2節 設置

- 2-1 本購入で納品する機器は、三重用水管理所内 2 F無線室内にある担当職員が指定する既設サーバ台に設置するものとする。なお、設置にあたっては、耐震性を考慮するものとする。
- 2-2 設置機器に接続される通信ケーブルは、既に現地敷設されたものを使用するものとする。

第3節 撤去

本据付等に伴う既設装置の撤去品は次の通りとし、三重用水管理所2F無線室内に保管するものとする。

- ・ファイルサーバ 1台
- ・バックアップ用ハードディスク 1台

第4節 設定作業

本設定作業は、本購入で納品する機器の設定を行うものである。

- 4-1 ファイルサーバ設定作業
 - (1) 基本設計
 - · RAID構築
 - (2) ネットワーク設定
 - ・IPアドレス設定
 - ・ホスト名設定
 - ・AD参加
 - 疎通テスト
 - (3) セキュリティ対策
 - セキュリティパッチ適用
 - (4) 各種ソフトウェアインストール、設定
 - ・RAID 管理監視ソフトウェアインストール及び設定
 - バックアップ設定
 - (5) サーバ構築作業
 - ファイルサーバ構築
 - ・プリンターサーバ作業
 - ·ITS作業
 - アクセス権設定
 - (6) マニュアル作成

- サーバ運用マニュアル
- バックアップ利用マニュアル
- (7) 定義書作成
 - ・各種ソフトウェア定義書作成
 - ・アクセス権限一覧作成

以上

工事名 三重用水管理所ファイルサーバ装置購入

独立行政法人 水資源機構木曽川中下流用水総合管理所

工事名 三重用水管理所ファイルサーバ装置購入 (当 初) 工事区分・工種・種別・細別 数量(前回) 数量 (今回) 規格 単位 数量増減 摘要 電子応用設備(機器単体) 式 1 情報設備 式 情報装置 式 ファイルサーバ NAS型、Windows Server、16TB、RAID 台 1 バックアップ用外付けハードディスク 4TB×4ドライブ SerialATAⅡ 台 1 機器単体費 式 電子応用設備 式 情報設備工 式 情報設備設置工 式 ファイルサーバ、バックアップ用外 情報装置設置 付けハードディスク 台 ファイルサーバ設定 諸経費含む 式

工事名 (当 初) 三重用水管理所ファイルサーバ装置購入 工事区分・工種・種別・細別 規格 単位 数量(前回) 数量 (今回) 数量増減 摘要 情報設備撤去工 式 1 情報装置撤去 ファイルサーバ、バックアップ用外 付けハードディスク 台 直接工事費 式 1 共通仮設費 式 1 共通仮設費 (率計上) 式 1 純工事費 式 現場管理費 式 機器間接費 式 機器管理費 式 工事原価 式 一般管理費等 式

工事名	工事名 三重用水管理所ファイルサーバ装置購入 (当 初)						
工事	 	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事価格							
			式		1		
消費税相当額			10		1		
工事費計			式		1		
上ず貝川							
			式		1		
1							

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職 木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一 殿

住 所会 社 名代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月29日に交付された(件名:三重用水管理所ファイルサーバ装置 購入)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉			
担当部署名:			
担当者:			
電話番号:			
FAX番号:			

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相 手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) くじ 用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。



※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

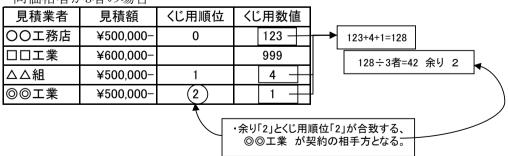
- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例)・同価格者が2者の場合

一門Ш俗石刀	14日り物日			_					
見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値						
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	123+4=127					
ロロエ業	¥600,000-	_	999						
ムム組	¥500,000-	1)	4	」 127÷2者=63 余り 1 ▼					
・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、									

例) ・同価格者が3者の場合



請 書

- 1 品 名
- 2 規格・寸法
- 3 数 量
- 4 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 納入場所 三重県三重郡菰野町菰野7961-2独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 三重用水管理所
- 6 納 期 令和 8年 3月 23日

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ確実に履行いたします。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職 木曽川中下流用水総合管理所長 殿

内 訳 明 細 書

品名	規格・寸法	数量	単価	金額	摘要
合計					

契 約 条 項

- 第1条 受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。
- 第2条 受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構(以下「発注者」という。) に納品書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、納品書を受け取ったときは、14日以内に検査を行なうものとする。
- 3 受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けな ければならない。
- 第3条 物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に 生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由に よる場合はこの限りでない。
- 第4条 発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から20日以内に請求代金を支払うものとする。
- 第5条 受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞 日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24 年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定され た率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。
- 第6条 発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負 代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する 期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約 金額の10パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。
 - 一 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を

履行する見込がないと明らかに認められるとき。

- 二 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

(専属的合意管轄)

- 第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。